

男女共同参画担当事業

会議

1 墨田区男女共同参画推進委員会

【プラン基本目標4】

(1) 全体会

委嘱式及び第1回委員会(5月17日)

- ・墨田区男女共同参画推進プランの見直しについて(諮問)
- ・男女共同参画推進事業の令和3年度実績及び令和4年度計画について
- ・部会の活動について
- ・墨田区地域福祉計画推進協議会の委員の選任について
- ・女性活躍推進協議会の委員の依頼について

第2回委員会(7月13日)

- ・「墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況について
- ・「墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例(案)」のパブリック・コメントについて

第3回委員会(8月23日)

- ・墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況について

第4回委員会(令和5年1月25日)

- ・墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例について
- ・墨田区男女共同参画推進プランの見直しについて(答申案)
- ・すみだ女性センターのあり方検討について(報告)

(2) 部会

意見交換会部会

7月13日、8月23日、9月28日の3回開催

プラン評価部会

7月13日、8月5日の2回開催

プラン見直し部会

7月13日、9月14日、10月12日、11月16日、12月14日、1月11日の6回開催

2 墨田区男女共同参画推進本部会議

第1回 6月 書面開催

- ・墨田区男女共同参画推進に係る令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画について
- ・「墨田区男女共同参画推進プラン」進捗状況及び所管課評価について

第2回 9月 書面開催

- ・「墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書」令和3年度実施状況評価について
- ・来年度の所管評価に向けて

3 墨田区男女共同参画推進本部幹事会

第1回(4月8日)

- ・男女共同参画推進プラン進捗状況調査及び所管課評価について

第2回 5月 書面開催

- ・墨田区男女共同参画推進に係る令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画について
- ・墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況及び所管課評価について

第3回 8月 書面開催

- ・墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書」令和3年度実施状況評価について
- ・来年度の所管評価に向けて

4 墨田区女性活躍推進協議会

令和5年1月25日

- ・ワーク・ライフ・バランスセミナーについて
- ・女性活躍・男女共同参画の現状と課題について
- (・墨田区男女共同参画に関する調査の実施結果報告
- ・女性活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査の実施結果報告)

5 墨田区男女共同参画苦情調整委員会

(1) 苦情調整委員

大島 有紀子氏 (区人権擁護委員、弁護士)
 小山 博章 (弁護士)
 宮地 明子氏 (東京都労働相談情報センター亀戸事務所長)
 任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日

(2) 委嘱式及び第1回苦情調整委員会

11月17日

(3) 苦情申出状況

年度	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 DV防止連絡会

6月9日

DV被害者の情報漏えいの防止を徹底するため、庁内関連部署の担当者の推薦と情報交換の意思統一のための会議

7 その他(出席会議)

(1) 墨田区警察署主催による「生活相談実務担当者ネットワーク」連絡会議

令和4年度は実施せず

(2) 東京都労働相談情報センター亀戸事務所主催による情報交換会

2月書面開催 亀戸事務所・台東区・墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区

普及・啓発等

1 広報活動

【プラン事業番号1】

(1) 区報

- 4 / 11号：若年層の性暴力被害予防月間(4月)
- 4 / 21号：女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業のお知らせ
- 5 / 11号：男女雇用平等セミナー参加者募集
- 6 / 21号：男女共同参画週間(6月23日～29日)
- 7 / 21号：男女雇用平等セミナー参加者募集
- 8 / 11号：DV被害防止相談窓口案内
- 8 / 21号：女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業のお知らせ
- 10 / 21号：意見交換会の開催・参加者募集
- 11 / 11号：女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日) & 女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)
- 2 / 11号：ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催・参加募集
- 3 / 1号：国際女性デー(3月8日)

(2) 区公式ホームページによる情報発信

種別	内容
会議録	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区男女共同参画推進委員会 ・墨田区女性活躍推進協議会
報告書等	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区男女共同参画推進プラン（第5次） 2019（平成31）年度～2023（平成35）年度 ・墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書（令和3年度） ・男女共同参画に関する苦情申出状況 ・墨田区男女共同参画に関する調査報告書 ・女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに関する墨田区内事業所調査 ・墨田区男女共同参画推進プラン改定に伴う見直しについて（墨田区男女共同参画推進委員会からの答申）
啓発記事	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の女性をとりまく暴力や犯罪への注意喚起・予防 ・女性に対する暴力をなくす運動期間の普及・啓発
事業開催告知・参加者募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス・セミナー ・女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業
事業実施報告	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会

2 意見交換会の開催

【プラン基本目標4】

墨田区男女共同参画推進委員が、男女共同参画社会の実現について区民の意見を聴取し、その上で男女共同参画推進委員会において区の施策に繋がる意見をいただくことを目的に、区民との意見交換会を実施した。

令和4年11月19日（土）午前10時～正午まで

会場：区役所 121会議室

テーマ：すみだの地域性と多様な性 ～家族の願いとともに～

対象者：区内在住・在勤・在学、テーマに関心がある方 どなたでも

参加者数：24名 一時保育：希望者なし

3 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画に関するリーフレットの改訂・配布 【プラン基本目標1 施策の方向(1)】

配布対象：区内中学3年生（1,300名程度）卒業式前、

20歳向け（1,400名程度）はたちのつどい

添付物：中学3年生向け・・・男女共同参画リーフレット、男女共同参画のためのチェックシート、デートDV防止カード

20歳向け・・・男女共同参画リーフレット、デートDV防止カード

4 配偶者等からの暴力の防止・早期発見・被害者支援

DV防止相談カードの配布・配置

【プラン基本目標1 施策の方向(3)】

・カード配布・配置依頼先、枚数

・墨田区歯科医師会 139セット（DVカード20枚+デートDV防止カード10枚）

・墨田区民生委員・児童委員210セット（DVカード5枚+デートDV防止カード1枚）

・区庁舎内、出先施設（約30か所 4,000枚程度）

デートDV防止カードは東京都作成

5 就業及び中小企業・商工業における男女共同参画の推進

(1) ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進啓発冊子等の配布【プラン基本目標2 施策の方向(2)】

区庁舎内、出先施設及びWLBセミナー会場

(2) ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催

【プラン事業番号47】

「対応はお済みですか？企業におけるハラスメント対策～事前対策から事後対応まで～」

日時：6月15日(水)・17日(金)

会場：すみだ女性センター ホール

対象者：区内企業経営者の方、人事労務担当者の方、テーマに関心のある方

内容：【1日目】ハラスメントの基礎知識と具体例

- ・ハラスメントの法規制と企業に求められる対応
- ・様々なハラスメントとその具体例 ～何がハラスメントにあたるのか～
(パワハラ、セクハラ、マタハラ、SOGIハラ、リモハラ等)

【2日目】ハラスメントの防止と事後対応

- ・社内規程の整備、研修の実施
- ・相談窓口の設置と留意点
- ・ハラスメント事案が起きた際の具体的な対応

講師：弁護士 小山博章氏

参加者：37名

共催：東京都労働相談情報センター亀戸事務所

「改正育介法で男女の働き方が変わる？」

～これからのキャリアプラン作りのヒント、教えます！」

日時：9月6日(火)・8日(木)

会場：江東区亀戸文化センター 第2研修室

対象者：労働者、テーマに関心のある方

内容：6日＝新育児休業制度のポイントとこれからの女性のキャリアプラン

- ・法改正の背景とポイント解説
- ・出産育児関係制度の全体像(妊娠中から出産後、復職後まで)
- ・これからの女性のキャリアプラン作りに向けて

8日＝産後パパ育休等新制度を活用したライフ&キャリアデザイン

- ・家庭人としても職業人としても理想的なプレパパ・パパを目指して
- ・理想的なイクボスを目指して

講師：【6日】特定社会保険労務士・

ワークライフバランスコンサルタント 佐藤道子氏

【8日】NPO法人ファザーリングジャパン理事 塚越 学氏

参加者数：1日目：25名 2日目：11名

共催：東京都労働相談情報センター亀戸事務所

「事業主が知っておくべき、新しい「育児休業」の在り方

～どうする？男性育休の最前線～

日時：令和5年3月7日(火)

会場：区役所 131会議室

対象者：企業経営者・管理職・人事労務担当者、テーマに関心のある方

内容：男性の育児休業制度と取得促進のポイント

実際に長期の育休を取った体験談やそのメリットなど

講師：社会保険労務士/産業カウンセラー 村田 淳 氏

一般社団法人 Papa to Children 理事 高橋 俊晃 氏

参加者：10名

(3) 女性活躍推進・働き方改革アドバイザー派遣事業【プラン基本目標2施策の方向(2)】

令和4年度：区内事業者3社 延べ8回派遣

6 意思決定過程への女性の参画推進

【プラン事業番号48】

(1) 審議会等への女性委員の任用拡大への働きかけ

審議会等への女性委員の任用拡大に対する働きかけを文書等で行った。

対象：全所管課に通知



(各年度4月1日現在)

附属機関(地方自治法に基づく審議会等)

設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

上記を合わせたもの

(2) 女性委員の比率に関する調査の実施と結果の公表

審議会等における女性委員任用調査(内閣府・東京都の調査)・・・5月(毎年実施)

公表先：区ホームページ、墨田区男女共同参画推進プラン進捗状況報告書

7 区役所における男女共同参画への意識高揚及び女性登用の促進

啓発誌「きらめき」の庁内イントラ配信

【プラン基本目標1施策の方向(1)】

No.74 6月発行

職員意識調査の集計結果について

臨時号 9月発行

男女共同参画の視点に立った表現について

8 男女共同参画推進のための庁内進行管理

男女共同参画推進プラン進捗状況報告書(毎年実施)

4月：施策に係る事業所管課による自己評価の実施

7月～8月：事業所管課による進捗状況報告に対し、墨田区男女共同参画推進委員会による第三者評価の実施

10月：調査結果と評価の公表

男女共同参画推進プラン進捗状況報告書発行

(300冊作成：関係各課、議会、区施設、国、都、都内区市町村配布)

令和5年度 事業計画

男女共同参画担当事業

1 主な事業

(1) 「男女共同参画推進プラン(第5次)」の事業評価と施策の推進

4～5月：墨田区男女共同参画推進プラン令和4年度進捗状況調査(所管課評価)

令和4年度実施事業について、男女共同参画の視点からの指標に基づく所管課評価を行う。

6～8月：推進委員会による第三者評価実施

所管課のプラン進捗状況報告(評価含む)を総合的に評価し、プランの実効性を高める。

9～10月：男女共同参画推進プラン進捗状況報告書の作成

条例第11条に基づき、プランの進捗状況について報告書を作成し、HPへ掲載する等区民に公表する。

(2) 意見交換会の開催

墨田区男女共同参画推進委員が、男女共同参画社会の実現について区民の意見を聴取し、その上で男女共同参画推進委員会において区の施策に繋がる意見をいただくことを目的に、区民との意見交換会を実施する。

(3) 推進プラン改定に向けた検討

5月～8月：プラン改定検討会(区職員)による検討

11月：新プラン原案決定

12月～1月：パブリック・コメントの実施

3月：新プラン決定

2 会議

(1) 墨田区男女共同参画推進委員会

年4回

(2) 墨田区男女共同参画推進本部会議

年3回

(3) 墨田区男女共同参画推進本部幹事会

年3回

(4) 墨田区男女共同参画苦情調整委員会

1回ほか案件発生毎に開催

(5) 墨田区女性活躍推進協議会

年1回以上、推進委員会にあわせて開催

(6) その他

墨田区警察署主催の生活相談実務担当者ネットワーク連絡会議

3 DV(ドメスティックバイオレンス)防止に係る対応

(1) DV防止・啓発活動 【プラン基本目標1 施策の方向(3)】

DV防止相談カードの医療機関等への配布、区公式HPや啓発紙への掲載を通じて、DVの早期発見への意識啓発に努める。

(2) DV防止連絡会を庁内会議として開催 【プラン基本目標4】

区の様々な事業を実施する過程でのDV被害者の情報漏えいの防止を徹底するため関連する部署の情報交換及び意思統一の場とする。

4 啓発

- (1) 区報・区公式HP、CATV、Facebook、Twitter 等による情報発信【プラン事業番号 1】
- (2) 職員向け啓発紙「きらめき」の発行(9月・3月)【プラン基本目標 1 施策の方向(1)】
- (3) 正しく理解するための情報発信・講座の実施【プラン事業番号 14】
- (4) 職員、教職員への意識啓発【プラン事業番号 15】
- (5) 区内事業所向けワーク・ライフ・バランス講演会の実施【プラン事業番号 47】
- (6) 審議会等への女性委員の任用促進と公募制の拡大への働きかけ【プラン事業番号 48】

5 アドバイザー派遣事業(令和元年度から実施)

女性の活躍推進、働き方改革及びワーク・ライフ・バランス推進に係る取組を実施又は計画する区内中小企業が、専門家の助言・指導を必要とする場合、アドバイザーを派遣する。

(1) 対象企業

墨田区内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する労働者が100人以下の企業

(2) 派遣業務具体例

- ・意識啓発、助言及び法律等の情報提供
- ・職場環境整備に向けた提案
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成に向けた助言・指導 他

(3) 実施時期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(申し込みは令和6年1月15日まで)

(4) PR

- ・例年通り、区報、区公式HP、Facebook、Twitter への掲載、チラシを区施設、区内官公署等へ配布
- ・本所・向島法人会へ機関誌にチラシ同封を依頼
- ・動画を撮影し、区ホームページにリンク貼付

6 調査

審議会等における女性委員任用調査〔内閣府・東京都の調査〕(6～7月)